

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

(整理番号0938)

第2回特定最低賃金専門部会（電気）

令和7年10月28日 非公開

開催日時	令和7年10月28日		9時58分～10時54分
開催場所	前橋地方合同庁舎 7階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	それでは定刻より若干早いんですけれども、事務局からご報告申し上げます。 本日出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員2名、使用者代表委員3名の合計8名でございます。 従いまして、本部会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されます定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 なお、労働者代表委員の宮下委員におかれましては、所用により欠席でございます。 また、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をしていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。
-----	---

事務局	ただいまから、第2回目の特定最低賃金専門部会を開催いたします。 議事進行につきましては、 部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。
部会長	それでは、会議次第に従いまして議事に入らせていただきます。 特定最低賃金額の審議に入りますが、その前に事務局から説明がありますのでお願いいたします。
事務局	本日の議事の進行につきましてご説明いたします。 本製造業の特定最低賃金改正額が、本日の専門部会でのご審議によって全会一致で議決された場合には、答申の手続きを行っていただくことになります。 他方、全会一致とならなかった場合には、その旨を審議会に報告いたしまして、審議会においてご審議をいただくことになります。 なお、本日のご審議のなかで、個別協議が必要になった場合には、別室をご用意しておりますのでご案内させていただきます。よろしくお願いいたします。 以上でございます。
部会長	ただいまの説明について、ご質問等ございますか。
各委員	【特になし】
部会長	それでは、事務局の説明のとおりといたします。 これからは、特定最低賃金改正額の審議に入ります。 本日は、第2回目の会議ですので、労使それぞれから具体的な引き上げ額についてご提示いただき、そこから審議を進めていきたいと思っております。 全会一致で取りまとめができますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。 はじめに、労働者側委員からご意見をお願いいたします。 委員、お願いいたします。
 委員	はい、労働者委員の です。よろしくお願いいたします。特定最低賃金は、県内すべての労働者に適用されるセーフティネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢や業務を特定した当該産業の基幹的労働の最低賃金です。したがって、地域別最低賃金より、相対的に高い水準の確保が必要だと考えております。具体的な

	金額については、連合群馬が集計した 2025 春闘の賃上げ額 17,910 円を時給換算した 106.6 円、端数を切り上げ 107 円を要求します。ここでの時給換算は、月に 21 日勤務、1 日 8 時間労働を仮定し、月間の労働時間を 168 時間として計算をしております。以上です。
部会長	ありがとうございました。 それでは、使用者側委員からご意見をお願いいたします。■■■委員、お願いいたします。
■■■委員	はい、使側の■■■でございます。今労側の方から 107 円という数字が提示されました。基本的には使側としますと特定最賃は不要と考えております、今回こういう形の中で、第 4 表②の一般パート計 B ランクの上昇率 2.9%をかけた 30.62 円の端数切り捨て、30 円を回答したいと思います。以上です。
部会長	ありがとうございました。 労使双方の意見を確認させていただきますと、労働者側委員からは、引き上げ額 107 円の提示がありましたが、使用者側委員からは、30 円の提示でした。 それぞれのお考えがあり、ご意見はごもっともであります、77 円の開きがあり、金額の開きが大きいようです。 労使お互いが、相手が主張されるご意見を踏まえたうえで、歩み寄っていただくことはできないでしょうか、ご意見をお伺いしたいと思います。 労働者側委員からご意見をお願いします。
■■■委員	はい、労働者側委員の■■■です。2025 春闘の連合群馬集計の製造業 300 人未満の賃上げ額 15,275 円を時給換算した 90.92 円の端数切り上げで今回は 91 円を要求させていただきます。
部会長	ありがとうございました。 使用者側委員からもご意見をお願いします。
■■■委員	使側の■■■です。経団連の集計の 500 人未満の賃上げ率 4.35%をかけました 45.94 円の端数を切り捨てて 45 円で回答させていただきます。
部会長	ありがとうございました。 ただいまの、労使双方の提示された金額を確認させていただき

	ます。労働者側委員からは、引き上げ額 91 円を提示され、使用者側委員からは、45 円が提示されております。 かなり歩み寄っていただきましたが、まだ、隔たりがございますので、もう少し歩み寄ることはできないでしょうか。 労働者側委員からご意見をお願いします。
委員	はい、労側委員の[]です。2025 春闘連合群馬集計の製造業 300 人～999 人の賃上げ額 13,421 円になります。こちらを時給換算した 79.88 円、こちらの端数切り捨てで 79 円を要求します。
部会長	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょう。
委員	使側の[]でございます。経団連の集計の賃上げ率 5.38%をかけました 56.81 円の端数切り捨てで 56 円の回答をしたいと思います。
部会長	ありがとうございました。 労使双方が歩み寄っていただいております、金額の開きが縮まって来てはおりますが、まだ開きがあるようです。 賃金引き上げについて年々社会的関心は高くなっており、一方で原材料費などの高騰があって経営者を悩ます要因もありますが、特定最低賃金は、労使がイニシアティブを十分に発揮していただいて設定されるという性格のものであります。 この趣旨をお汲みいただいたうえで、ご意見をお願いしたいと思います。 労働者側委員からご意見をお願いします。
委員	労側委員の[]です。先日結審しました 2025 年度の群馬県最低賃金と同額の 78 円を要求させていただきます。
部会長	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょう。
委員	使側の[]です。特に数値的な根拠はないんですけれども先ほど回答した 56 円から 3 円歩み寄って 59 円の回答としたいと思います。
部会長	ありがとうございます。労使のご意見が歩み寄っていただいて

	いると存じます。先ほども申し上げましたが、特定最低賃金が労使委員の皆さまがイニシアティブを十分に発揮することにより円滑な審議がなされるものと理解しております。 このため、合意を目指してさらに歩み寄っていただければと思います。ご意見をお願いしたいと思います。 労働者側委員をお願いします。
委員	はい、労側委員の[]です。中央最低賃金審議会の参考資料にある消費者物価指数の2025年6月の上昇率7.2%となっております。そちらをかけた76.03円の端数を切り上げて77円を要求させていただきます。
部会長	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょう。
委員	使側の[]です。地方最低賃金Bランクの目安額と同額の、63円の回答とします。
部会長	ありがとうございました。 労使双方が歩み寄っていただいておりますが、金額の開きが縮まって来てはおりますが、まだ開きがあるようです。もう少し歩み寄れないでしょうか。 労働者側委員からご意見をお願いします。
委員	はい、労側委員の[]です。先ほどから部会長よりお話がありましたように、特定最賃は労使のイニシアティブで合意することが望ましいということもあり、ここで労使会議の開催を要求させていただきます。よろしくお願いいたします。
部会長	ただいま、労働者側委員から、労使による協議の申し出がありました。これについて使用者側委員のご意見はいかがでしょう。
委員	使側の[]でございます。使側としても労使で詰めていきたいと思っておりますので、労使会議をお願いしたいと思います。
部会長	使用者側委員の同意もありましたので、労使による協議を行っていただきたいと思います。 協議のため一時休会といたします。 労使委員の皆さまが戻り次第再開いたします。

事務局	協議をしていただきます別室をご案内いたしますので、そちらの方へ行っていただければと思います。 【労使協議のため休会】
部会長	協議お疲れさまでした。それでは審議を再開いたします。 労使協議を踏まえまして、ご意見をお伺いしたいと思います。どなたかご発言いただけますでしょうか。 ■■■委員、お願いします。
■■■委員	労側委員の■■■です。まずは労使会議の時間を確保いただき本当にありがとうございました。結論から申し上げますと、いただいた時間の中で労使それぞれの立場で主張しながら、最終的には 64 円にて合意ができました。これから経過について説明をさせていただきます。 まず労働者側から、特定最賃につきましては地賃に対して一定の水準を上回る必要があるという考えの下、連合本部の春闘集計結果の 100 人～299 人の賃上げ額 12,693 円を時給換算した 75 円を要求いたしました。それに対し使用者側は地賃の目安額 63 円を再び提示されました。その後、議論が平行線をたどったため、労使が分かれて個別協議を行うため、労使会議を中断して、労使会議の再開後、労働者側からは 5 円歩み寄った 70 円を要求しました。これに対し使用者側は、これ以上上げることは困難ということで、63 円が再び提示をされました。特定最賃は労使のイニシアティブで決めることが望ましいという共通認識の下、何とか一致点を見出したい思いで、労働者側からは 65 円を要求しました。これに対し使用者側は先ほどから考えは変わらないということで、労働者側からはお互いにもう一歩歩み寄りを呼び掛け、使用者側からは 64 円であれば合意できるとご回答いただき、64 円で合意に至りました。ここまで使用者側委員の皆さまには真摯に協議していただき本当に感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。この結果を出せたのは、これまで築き上げてきた労使関係があったからこそだと思います。私からは以上です。
部会長	ありがとうございました。 使用者側委員からもご意見をお願いします。
■■■委員	使側の■■■です。今回は労使協議という形でですね、地賃の方が

	63 円という数字で、非常に高額な、地域別最賃が上がっている中での特定最賃の審議は非常に難しい選択でした、今■■■■委員の方から話があったとおり、長い間の労使関係、群馬県の場合は良好な労使関係というのがありまして、その中で何とか歩み寄って、すり合わせが 64 円という結果が出たことに、本当に長くやってきたイニシアティブの結果の賜物だという風に感じておりますので、今回こういう形で何とか落ち着くことができたと感じております。労側委員の皆さまには大変いつもお世話になりますけれども、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。
部会長	ありがとうございました。他の労使委員はご意見ありますでしょうか。
各委員	【特になし】
部会長	ありがとうございます。ただいま、労働者委員、使用者委員からご発言があり、本製造業の最低賃金を時間額 1,120 円とすることで合意されております。 公益委員の方はご意見ございませんか。
公益委員	【特になし】
部会長	それではまとめさせていただきます。労働者側代表委員と使用者側代表委員のご意見は、本製造業の最低賃金額を現行の 1,056 円から 64 円引き上げた時間額で 1,120 円とする、ということでしょうか。 各側委員の皆さま、ご異議はございませんか。
各委員	【異議なし】
部会長	それでは、全会一致で議決いただいたことを確認いたしました。ありがとうございました。 それでは、今後の手続きについて事務局から説明をお願いします。
事務局	説明させていただきます。今回全会一致で議決いただきましたので、「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」という最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定に基づいて手続きを行うこととなります。

	つきましては、本専門部会の「報告書の案」と「答申文の案」を用意いたしますので少々お時間をいただきますようお願いいたします。
部会長	それでは、事務局の準備が終わるまで、一時休会といたします。 【報告書（案）、答申文（案）作成のため休会】 【報告書（案）、答申文（案）を委員全員に配付】
事務局	報告書及び答申文が用意できましたので、再開をお願いいたします。
部会長	会議を再開いたします。 事務局から、まずは報告書について説明をお願いします。
事務局	それでは、報告書の案を読み上げさせていただきます。 【報告書（案）朗読】
部会長	ただいま、委員の皆さまに報告書の案を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	専門部会の報告書について、ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって、群馬地方最低賃金審議会議長あて報告することとします。 続いて答申文について説明をお願いします。
事務局	本日は全会一致で議決をいただきましたので、本専門部会の決議は本審議会の決議とさせていただき、答申文は審議会議長名で作成しております。 答申文の案を読み上げさせていただきます。なお、別紙は報告書と同じでございますので時間額のみ読み上げさせていただき、その他の項目は省略させていただきます。 【答申文（案）朗読】
部会長	委員の皆さまに答申文の案を確認していただきましたが、この

	内容でよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	ありがとうございます ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって答申いたします。 【部会長から労働基準部長に答申文手交】 おかげさまで答申が無事終わりました。 各委員のご協力により、全会一致で取りまとめることができました。大変ありがとうございます。 今後の予定について事務局から説明をお願いします。
事務局	ご答申をいただきましてありがとうございました。 ご答申をいただきましたことに対しまして、橋口労働基準部長からご挨拶を申し上げさせていただき、その後に今後の予定をご説明いたします。
基準部長	労働基準部長の橋口でございます。ただいま、令和7年度群馬県特定最低賃金の改正につきまして、御答申をいただきました。 8月26日に諮問をさせていただいた以降、委員の皆さま方には、群馬県の実情を踏まえて、真摯に御審議いただきましたことに対しまして、重ねて御礼を申し上げます。 また、労使委員の皆さまのイニシアティブにより、全会一致で決議いただきましたことに対しまして、心より御礼申し上げます。 今後でございますが、特定最低賃金改正額の決定並びに発効に向けた手続きを進めるとともに、県内の労働者や事業主の皆さまを始めとして県民の皆さまへの周知をしっかりと行ってまいりたいと思います。 本日は、御答申をいただきまして誠にありがとうございました。 今後も皆さまからの御支援・御協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。
事務局	それでは今後の予定につきまして 2点ご説明いたします。 まず1点目でございます。 特定最低賃金の効力の発生日についてですが、4業種同一日となっているところでございます。

	従いまして、全ての業種の答申が出揃った日を起算日として、異議の申し出の公示をさせていただきます。 公示の期間内に異議申し出があった場合には、11月18日（火）に審議会を開催いたしまして、異議の審議を行っていただく予定としております。 異議申し出がなく、官報公示の手続きを取ることができた場合、効力発生日は最短で令和8年1月1日となる予定でございます。ただし、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲載日がずれて、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了承くださいますようお願いいたします。 2点目でございます。 官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要があります。このため、答申の内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われることがございます。その際は、最低賃金審議会長にご相談申し上げ、ご承認をいただくことといたしますので、併せてご了承をいただきますようお願いいたします。 以上でございます。
部会長	今後の予定について説明がありました。 1点目は、改正額の効力発生日は4業種同一日となっております。 また、今後、異議申し出の公示や官報公示の手続きを行うということですが、改正額の発効は、順調にいて令和8年1月1日となるということ。ただし、諸事情によりずれ込む場合もあるとのこと。 2点目は、官報公示に際し、答申文の軽微な訂正の取扱いについてです。 以上2点について事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	ありがとうございました。ではそのようにいたします。 最後に、その他について事務局から何かありましたらお願いします。
事務局	特にございません。
部会長	委員の皆さまからは何かございますか。

各委員	【特になし】
部会長	特にご意見等ないようです。 それでは、最後に確認をいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われませんが、非公開事項は「無し」ということでよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	非公開事項は「無し」と確認いたしました。ありがとうございます。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しました。 これで第2回特定最低賃金専門部会を閉会とさせていただきます。 ご審議お疲れさまでした。